

政策と実践から見る日本とオランダ の知的障がい者の労働 ～ダウン症者に焦点を当てて～

長崎大学多文化社会学部 本多 瑠美



研究の目的

日本の知的障害者はその程度や合併症の程度などに応じて、療育や保育、就学やその後の就労など選択肢が徐々に増えている。しかし、政策的にさらなる改善の必要性和その内容の方向性は国内からは見えにくい現状がある。そこで、本研究は、人権の一つであり、社会参加、自己実現、自立を可能にする「労働」に焦点を当て、福祉国家であるオランダの現状と比較し、日本の障害者支援について考えることを目的としている。

オランダの障がい者雇用施策

1994年：一般均等待遇法

2003年：障害者と慢性疾患患者に対する均等待遇法

◆EU：「ソーシャル・インクルージョン」

社会保障給付



一般労働市場での就労



一般就労

オランダ

◆雇用率の設定なし

◆傷病給付

• 最長2年間

• 受給中の解雇不可

日本

◆法定雇用率あり

(民間企業: 2.2%)

◆特例子会社

福祉的就労

オランダ

◆ シェルタード・ワーク
ショップ

◆ 援助付き雇用

日本

- ◆ 就労移行支援事業
- ◆ 就労継続支援A型事業
- ◆ 就労継続支援B型事業
- ◆ 就労定着支援

障がい者に対する所得保障制度

オランダ

- ◆ 就労能力に応じた障害保険制度
- ◆ 若年障害者のための就労と就労支援制度
- ◆ 就労と扶助制度

日本

- ◆ 障害基礎年金
- ◆ 障害者加算制度
- ◆ 特別児童扶養手当
- ◆ 障害児福祉手当
- ◆ 特別障害者手当
- ◆ 経過的福祉手当

Brownies&downieS



比較結果

- 「障がい者」の表現の違い
→「制限のある人」、「障害者」
- 障がい者雇用率の設定の有無
→オランダ：なし 日本：あり
- 福祉的雇用における最低賃金以上の給与の保障
- ダウン症者が多く活躍する全国展開された福祉的就労の場の有無
→オランダ：あり 日本：なし